

CNIPA、「商標法改正草案（意見募集稿）」を公表

2023年1月17日
JETRO 北京事務所

2023年1月13日、国家知識産権局（CNIPA）は、「中華人民共和國商標法改正草案（意見募集稿）」を公表し、一般向け意見募集を開始した（意見提出期限は2月27日）。

商標法は1983年の施行以来、4度の改正（1993年、2001年、2013年、2019年）がなされており、今次改正は第5次改正となる。また、直近の2019年改正が「悪意の商標出願対策」等に特化した一部改正であったため、全面改正としては2013年以来10年ぶりのものとなる。

本改正意見募集稿は、10章101条で構成されており、7章73条で構成された現行の商標法を大幅に拡充するものとなっている。具体的には、新規の条文を23条、既存の条文から分割する形で6条をそれぞれ追加するとともに、既存の45の条文について実質的な変更を行っている。今次改正において注目すべきポイントは以下のとおり。

（1）悪意による商標登録の規制

- ・悪意の商標登録出願に係る個別の規定を追加し、悪意の商標出願に該当する具体的な状況を明確化した（第22条）。
- ・悪意による登録商標の強制移転制度を導入した（第45条～第47条）。
- ・悪意による商標登録出願に対する罰金額を引き上げた（第67条）。
- ・悪意による商標登録に係る民事賠償責任を明確化した（第83条）。

（2）重複登録禁止の基本原則の確立

- ・不使用取消を避けるための3年ごとの不正な再出願等を抑制するため、物権法の「一物一権」の原則、及び、専利法の重複授権に係る規定を参考にして、重複登録の禁止に関する個別の規定を追加した（第21条）。

（3）商標審査審理手続の最適化

- ・同日出願における先後願の判断基準を変更し、提出時間の先後を考慮することとした。提出時間の先後が区別できない場合、先使用者が登録できることとした（第25条）。
- ・出願料が未納である場合、出願申請がなかったとみなすこととした（第27条）
- ・異議の公告期間を3か月から2か月に短縮した（第36条）

(4) 商標の使用義務の強化

- ・ 商標出願における商標の使用又は使用許諾に係る要件を追加した（第 5 条）
- ・ 「商標の使用」概念を整備し、役務商標とインターネット環境下の商標の使用行為に係る規定を追加した（第 59 条）。
- ・ 商標登録後 5 年以内に、商標の使用状況を自発的に説明する仕組みを確立し、使用状況や不使用に係る正当な理由が説明されない場合には当該登録商標を放棄したものとみなし、説明された内容が真実でない場合には当該商標を取り消すことができる制度を導入した（第 61 条）。

(5) 商標代理機構の監督管理の強化

- ・ 商標代理機構の監督管理を強化し、商標代理サービスの品質を高めるため、商標代理機構の参入要件を明確化した（第 68 条）
- ・ 商標代理行為の規範化のため、商標代理機構及び従業員の責任を強化した（第 69 条）

(6) その他

- ・ 商標の定義において、既存の文字や図形、音声等に加えて「その他の標章」を追加し、商標出願可能な標章の種類を拡大する余地を残した。また、商標の定義に「商品や役務の出所を認識・区分するための標章」であることを追加した（第 4 条）。
- ・ 未登録の有名商標の保護を強化し、中国における登録がなくても、出所の混同や希釈化の要件を満たせば、未登録周知商標としての保護が受けられるようにした（第 18 条）。
- ・ 職権による登録取消の対象を明確化した（第 49 条）
- ・ 民法典の規定との整合性をとるため、懲罰的賠償の適用要件を「悪意」から「故意」に修正した（第 77 条）

本意見募集稿において、今後の具体的な改正プロセス等は示されていないが、専利法改正等の過去の例からすると、本意見募集の結果を踏まえての修正案の検討が行われ、その後、全人代より修正後の改正草案について意見募集がなされるものと考えられる。

商標法改正は、中国における日系企業の業務に与える影響も小さくないところ、本意見募集稿及び今後の改正の動向には注意が必要である。

(以上)

【参考資料】「中華人民共和国商標法改正草案（意見募集稿）」に関する意見募集案内通知（CNIPA ウェブサイト）https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html